

平成30年3月

自家用電気工作物設置者の皆様へ

大阪市環境局環境管理部  
産業廃棄物規制担当課長

## PCB含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）

日頃から環境行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

大阪市では、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している変圧器、コンデンサー、安定器等（以下、「PCB含有電気機器」という。）の把握を進めています。

PCB含有電気機器の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に処分を行わなければなりません。

**近畿2府4県の高濃度PCB廃棄物の処分期間は、平成33年3月31日までとなっています。**

**高濃度PCB廃棄物（使用中も含む）の保管事業者は、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）において処分期間内に必ず処分しなければなりません。**

本調査については、平成26年3月に一度、「調査票（「PCB含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）」）を送付させていただきましたが、御回答をいただけなかったり、調査票が届かず調査ができていなかった自家用電気工作物設置者の皆様へ、改めて調査をさせていただきます。

つきましては、御多忙中とは存じますが、調査票（2種類）に必要事項を御記入の上、御回答いただきますようお願い申し上げます。

- 本調査は、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部の協力のもと、大阪市が実施しています。
- PCB廃棄物特別措置法に基づき、既に、大阪市に届出されていたり、処分委託されている事業者様におかれましても、今一度、該当するPCB廃棄物等がないか御確認いただき、お手数ですが御回答いただきますようお願いいたします。
- 既に、御回答をいただいている場合につきましては、二度のお願いとなって誠に申し訳ありませんが、改めて今回の調査票により御回答をお願いいたします。
- 調査票（2種類）に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、**平成30年3月28日（水）までに**投函してください。御回答が無い場合、大阪市の担当者から電話等によりお問い合わせさせていただく場合があります。
- 調査の内容や記入方法等について、御不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

### 【お問い合わせ窓口】

- ① 調査票記入方法、PCBに関する事項等の問い合わせ先  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（環境省業務受託者）  
（電話）0120-907-033
  - ② 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠等）に関する問い合わせ先  
大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ（PCB調査係）  
（電話）06-6630-3284
- 電話の受付は平成30年3月28日（水）までの平日10時～16時とさせていただきます。